

保高発 0131 第 2 号  
平成 31 年 1 月 31 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱い  
について」の一部改正について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による一部負担金の減額、その支払いの免除及びその徴収猶予並びに徴収に関する処分については、「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 24 日保総発第 0324005 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）によりその取扱いを示しているところであるが、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 8 号）が本日公布及び施行されたことに伴い、別添のとおりその一部を改正したので、その旨御了知の上、適切な対応についてご配慮願いたい。

- 一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分~~の取扱い~~についての一部改正について  
(平成20年3月24日保総発第0324005号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知)

(新)	(旧)
<p>平成20年3月24日保総発第0324005号 一部改正平成22年11月9日保高発1109第1号 一部改正平成23年3月28日保高発0328第1号 一部改正平成28年3月31日保高発0331第3号 <u>一部改正平成31年1月31日保高発0131第2号</u></p>	<p>平成20年3月24日保総発第0324005号 一部改正平成22年11月9日保高発1109第1号 一部改正平成23年3月28日保高発0328第1号 一部改正平成28年3月31日保高発0331第3号</p>
<p>各都道府県後期高齢者医療主管部(局)長 殿</p>	<p>各都道府県後期高齢者医療主管部(局)長 殿</p>
<p>厚生労働省保険局高齢者医療課長</p>	<p>厚生労働省保険局高齢者医療課長</p>
<p>一部負担金の減額、免除<del>及び</del>徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて</p>	<p>一部負担金の減額、免除<del>又は</del>徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>第一 一部負担金の減額、免除<del>及び</del>徴収猶予の取扱い 1 一部負担金の減免等ができる場合 一部負担金の減免等ができる場合は、規則第33条第1項に規定するところであるが、同項に規定する震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと等の事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められる場合とは、被保険者の属する世帯の世帯主が概ね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免され、又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(以下「世帯主等」という。)の収入の額の合計額が当該世帯主等について生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額に<u>1000分の1155</u>(ただし、平成30年1月1日から同年</p>	<p>第一 一部負担金の減額、免除<del>又は</del>徴収猶予の取扱い 1 一部負担金の減免等ができる場合 一部負担金の減免等ができる場合は、規則第33条第1項に規定するところであるが、同項に規定する震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと等の事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められる場合とは、被保険者の属する世帯の世帯主が概ね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当したことにより、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免され、又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(以下「世帯主等」という。)の収入の額の合計額が当該世帯主等について生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額に<u>10分の1</u>を乗じて得た額(以下「基準額」という。)以下</p>

9月30日までの間については10分の11、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間については885分の990、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間については870分の990とする。)を乗じて得た額(以下「基準額」という。)以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下となった場合を含むものであること。なお、世帯主が地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免されている者である場合又はその属する世帯の世帯主等の収入の額の合計額が基準額以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下である場合であって、概ね過去1年以内の間にこれらの事由のいずれかに該当した場合も同様であること。

ア～エ (略)

2～6 (略)

第二 (略)

であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下となった場合を含むものであること。なお、世帯主が地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免されている者である場合又はその属する世帯の世帯主等の収入の額の合計額が基準額以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下である場合であって、概ね過去1年以内の間にこれらの事由のいずれかに該当した場合も同様であること。

ア～エ (略)

2～6 (略)

第二 (略)